

電子契約の導入について（令和6年度）

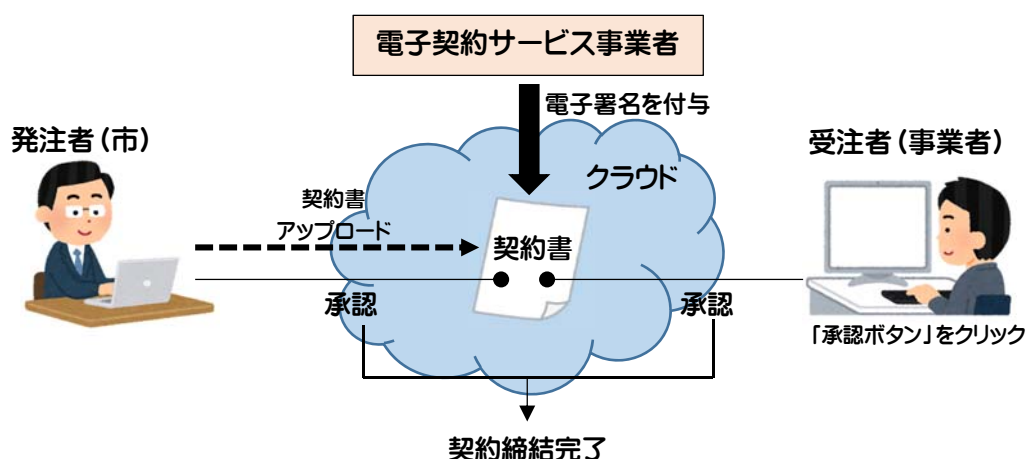
令和5年12月
大館市契約検査課

大館市では、令和6年度中の電子契約の導入に向けて、準備を進めています。

「立会人型電子契約」の導入を目指しています

電子契約は、クラウド（インターネット）上の電子文書に、契約者双方が電子署名を行うことで締結する契約で、手書きの署名や押印は不要となります。市では契約内容に加え、電子契約サービス事業者が付与する電子署名を契約者双方が承認することで成立する「立会人型電子契約」の導入を目指しています。

- ◆電子署名や電子契約書の閲覧はウェブブラウザを通して行うため、ソフトウェアのインストールは不要です。
- ◆受注者側での電子契約の利用に当たり、利用料は発生しません。



電子契約のメリット

電子契約には、次のようなメリットがあります。

○契約コストの削減

- ・電子契約では印紙の貼付が不要となるため、印紙に係る費用を削減できます。
- ・契約書の郵送に係る郵便料や、契約締結で市役所に足を運ぶ際の交通費（自動車の燃料費等）を削減できます。

○業務の効率化

- ・クラウド上で契約手続きができるため、郵送での契約書のやり取りや、契約締結のため市役所に足を運ぶ必要がなくなります。

電子契約の導入時期

令和6年度中の導入を予定しています。具体的な導入時期等は、令和6年4月以降に別途お知らせします。